

令和3年12月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時
令和3年12月24日（金）
開会 午後2時30分
閉会 午後3時30分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 201会議室（南庁舎2階）
- 3 出席委員
農業委員11名
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者
1名
- 6 出席した事務局職員
事務局次長、事務局補佐、主事
- 7 議題等
第23号議案 農用地利用計画の変更について
第24号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第25号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
報告事項15 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について
報告事項16 農地法第25条の規定による和解の仲介について
- 8 会議の要旨

会 長	<p>本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまの出席委員は、11名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより12月の農業委員会総会を開催します。これより議事に入ります。</p> <p>総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。</p>
委 員	【異議なしの声】
会 長	<p>異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。</p> <p>議事録署名者は、森下幸夫委員、若杉満委員にお願いをいたします。</p> <p>本日の付議事件としては、第23号議案「農用地利用計画の変更について」が2件、第24号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」が1件、第25号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が1件でございますのでよろしく申し上げます。</p>

会 長	<p>それでは早速ですが、第23号議案「農用地利用計画の変更について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、第23号議案「農用地利用計画の変更について」説明をします。</p> <p>この議案は、農業振興地域整備計画に定められている農用地利用計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、市町村長が農業委員会の意見を聴くものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。なお、申請が2件ございますので、それぞれ調書を読み上げ、個別に審議をお願いいたします。</p> <p>【番号1 調書を朗読】</p> <p>番号1の説明は以上でございます。</p> <p>また、市の変更内容個別検討調書より、農用地区域除外の要件を満たす理由について、担当より説明させていただきます。</p>
事務局	<p>【変更内容個別検討調書説明】</p> <p>番号1の説明は、以上でございます。よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	<p>それでは、番号1を調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
荒谷弘美 委 員	<p>12月18日、加藤清徳委員、松原圭子委員と現地を調査しました。申出地は、北山町地内で体育館南交差点から甚田歩道橋を越えた南東約200メートルに位置しており、現在水稻耕作がされています。</p> <p>申出人は、市外の賃貸住宅で4人暮らしをしていますが、大変手狭であり、今後両親を支え育児をしていくのにも最適な実家近くに分家住宅を建築するもので、農用地区域以外に適地はないことからやむを得ず本件土地を選定しています。</p> <p>西側に残る農地は耕作を継続する予定で、農業用水の給排水に影響はなく、汚水雑排水についても合併処理浄化槽を経て既設排水路へ放流する計画であることから、周辺農地に影響はないものと考えます。なお、実父からは異議なしとした同意書が添付されています。</p> <p>以上のことから、調査員の意見としては本申出はやむを得ないと考えます。よろしくご審議をお願いします。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>

会 長	質問もないようですので番号1について、賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、番号1について賛成することに決定しました。続いて、番号2について、事務局から説明をお願いします。
事務局 補佐	番号2について、説明させていただきます。 【番号2 調書を朗読】 番号2の調書の説明は以上でございます。 また、市の変更内容個別検討調書より、農用区域除外の要件を満たす理由について、担当より説明させていただきます。
事務局	【変更内容個別検討調書説明】 番号2の説明は、以上でございます。よろしくご審議をお願いします。
会 長	それでは、番号2を調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
森下幸夫 委 員	12月9日 水野政起委員と現地を調査しました。 申出地は、東印場町地内で東印場町交差点を北に進んだ角から東へ約100メートルに位置しています。周辺は住宅が立ち並んでおり、北側は住宅地を挟んで市街化区域となっています。 申出内容は分家住宅の建築で、申出人は3人家族で賃貸暮らしで手狭であることから、父親の所有する土地の中で農地への影響が最も少ない本件土地を利用するものです。 汚水雑排水は、浄化槽を経て南側の既設排水路へ放流する予定で、雨水も同様です。また、高い建築物は避け平屋建とすることから、北側農地の日照等への影響も少なく、所有者からも承諾を得ていることから、周辺農地への影響はないものと考えます。 以上のことから、調査員の意見としては、本申出はやむを得ないと考えます。よろしくご審議をお願いします。
会 長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
松原八壽雄 委 員	北側の農地の排水を、申出地がブロックするようなことはないでしょうか。

森下幸夫 委 員	北側農地の排水は、申出地と西側農地との間に管が埋設されていて南側へ排水できるようになっています。とはいえ、畑ですので基本的には自然浸透で、これまで溢れたようなことはありません。
会 長	他に質問もないようですので番号2について、賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、番号2について賛成することに決定しました。続いて、第24号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。
事務局 補佐	<p>それでは、第24号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」説明をします。</p> <p>この議案は、農地法第3条の規定による許可申請について、農業委員会の許可を受ける必要があるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書を朗読】</p> <p>調書の説明は、以上でございます。農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。</p>
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査報告をお願いします。
裕原圭子 委 員	<p>12月18日、加藤清徳委員、荒谷弘美委員と現地を調査しました。申請地は、西の野町地内で西の野町交差点から北西に約200メートルに位置しており、現在冬野菜の作付けがされています。</p> <p>申請者は、尾張旭市の認定農業者の一人であり、営農計画書からも広範囲に渡って耕作している様子が伺えます。</p> <p>農地法第3条の規定によれば、権利を有する農地と申請する農地の全てを効率的に耕作する必要があり、機械力、労働力、技術力の点から見ても、申請者はいずれも十分水準を満たしているものと判断できます。</p> <p>以上のことから、許可基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いします。</p>
会 長	説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】

会 長	質問もないようですので、第24号議案「農地法第3条の許可申請について」に賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第24号議案について許可することに決定しました。 続いて、第25号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。
事務局 補佐	それでは、第25号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。 この議案は、農地法第5条の規定に基づく農地転用に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 【調書を朗読】 また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物ではないため、特に他法令の申請はございません。 その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。 第25号議案の説明は以上でございます。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査報告をお願いします。
飯沼勝則 委 員	12月17日、若杉満委員と現地を調査しました。 申請地は、上の山町地内で中央通り宮下橋南の交差点から東へ約300メートルに位置しています。周辺の状況は、東側及び西側が農地で、南側は住宅、北側は用悪水路に接しており、申請地内には市の公衆用道路と雑種地が存在しています。 申請者は、建設業を営んでおり、現在借地で資材置場を利用していますが、早急に退去を迫られており、利便性、広さ、近隣迷惑等の観点から、今後の事業拡大にも対応できる本件土地を選定し、駐車場及び資材置場として利用するものです。 周辺への影響については、東西に隣接する農地との境界に堤を設け申請地内で自然浸透とし、土地の造成は行わず、従来の高さのまま利用する計画のため、転用によって影響は発生しないと考えます。また、残る周辺農地の所有者の承諾も得ており、万一影響を及ぼした場合には責任をもって対処するとの一文もあることから、調査員の意見としては、許可の基準を満たしており、許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いします。

会 長	説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
松原八壽雄 委 員	申請地内に市の土地がありますが、どういう扱いになりますか。 今まで通路として使っていたことを考えると、無くなることで影響は出ないのでしょうか。
事務局	申請書には払い下げ予定とあります。また、市の土木管理課からは、公衆用道路ではありますが、現況は畔の一部となっており、公共の用に供されていない不要の土地であるという見解を得ています。
松原八壽雄 委 員	申請地一体は、一番北西側から矢田川に排水するという経路になっていますが、そこまで排水を持っていかない理由、雨水を申請地の中で処理する理由は何かありますか。
飯沼勝則 委 員	申請地一帯は、窪地となっており、盛土をしたら周辺農地への流出対策を講じる必要がありますが、今回は造成はせずに現状のまま利用するため、そういった計画になっているものと思われます。
会 長	他に質問もないようですので、第25号議案「農地法第5条の許可申請について」賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第25号議案について許可相当とすることに決定しました。
会 長	これもちまして本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。報告事項15「農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について」事務局より報告をお願いします。

事務局 補佐	<p>それでは、報告事項15「農地法第5条の規定による届出の専決について」説明させていただきます。</p> <p>1としまして、農地法第4条による届出が7件で、2,786.97平方メートル、主な概要は、東本地ヶ原町地内ほかで、一般個人住宅3件、露天駐車場2件、その他2件です。</p> <p>2としまして、農地法第5条による届出が、6件で、1,748.78平方メートル、主な概要は、北原山町地内ほかで、一般個人住宅5件、露天駐車場1件です。</p> <p>これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。</p>
会 長	<p>続いて、報告事項16「農地法第25条の規定による和解の仲介について」仲介主任より説明をお願いします。</p>
仲介主任	<p>それでは、報告事項16について説明させていただきます。</p> <p>令和3年3月29日付けで申立てのありました和解の仲介について、これまで仲介委員3名、会長、事務局で聞き取り等により条件を調整してきましたが、双方を呼び出した12月9日の期日において、県の小作主事の意見を伺ったうえで、和解不成立として打ち切りを決定しましたのでご報告いたします。報告は以上です。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
会 長	<p>質問もないようですので、本日の議事はこれもちまして終了いたしました。その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。</p>
事務局	<p>1点ございます。先月お話しさせていただきました違反転用に対する是正指導については、現在集計しておりますので、もう少しお時間をいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。</p> <p>お知らせは以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、以上もちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会定例総会は1月28日(金)午後1時30分から201会議室にて開催を予定しております。</p> <p>これもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>